

宮代町庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 9 日

宮代町長

新井 康之

宮代町規則第 27 号

宮代町庁舎管理規則の一部を改正する規則

宮代町庁舎管理規則(令和 3 年宮代町規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「第 3 条」を「前条」に改める。

第 12 条第 1 項中「午前 8 時 30 分」を「午前 8 時 45 分」に、「午後 5 時 15 分」を「午後 4 時 30 分」に改める。

第 13 条第 2 項及び第 3 項を削り、同条第 4 項中「様式第 4 号」を「様式第 3 号」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 5 項を同条第 3 項とする。

様式第 3 号を削り、様式第 4 号を様式第 3 号とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。